

在職定時改定について

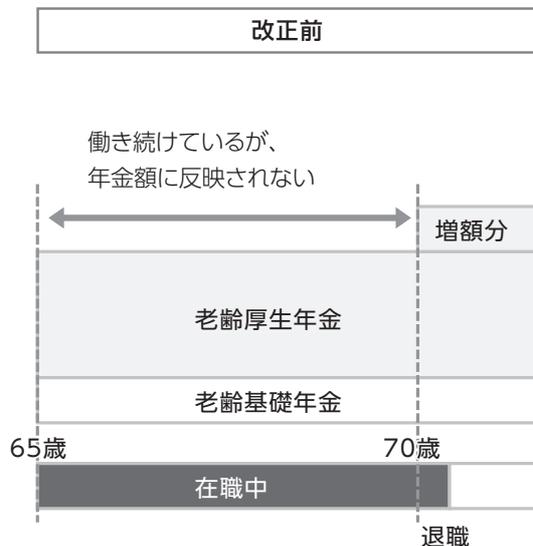
65歳以上の老齢厚生年金受給者が公務員として在職中の場合、毎年1回年金額が改定されます。

令和4年3月までは、65歳以降も働き続けている方が納める保険料は、退職するか70歳にならないと年金額に反映されませんでした。年金を受給しながら働く年金受給者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上で基準月(9月1日)において在職中の方については、毎年10月(12月支給期分)から年金額の改定が行われることとなりました。



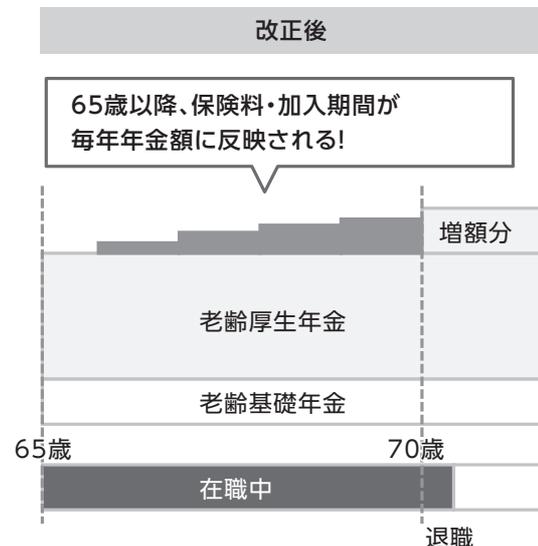
改正前(令和4年3月31日まで)

老齢厚生年金の受給権取得後に就労した場合、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に老齢厚生年金の額を改定する



改正後(令和4年4月1日から)

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、**在職中であっても、年金額を定時に改定する(在職定時改定)**



※在職定時改定により在職老齢年金制度の支給停止額が変わることもあります。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307